

議案第 10 号

太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

太宰府市営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

民法（明治29年法律第89号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市営住宅管理条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第9条第1項第1号を次のように改める。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守する旨を約した書類その他規則で定める書類を提出すること。

第9条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第15条第1項中「第9条第5項」を「第9条第4項」に改める。

附則第5項中「附則第4項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。